

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（案） について

（概要）

令和元年12月13日
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 概要

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「省令」という。）第5条第2号で規定している、確認を受けた新規化学物質に係る報告を電子手続により行う場合の方法について改正を予定している。

2. 改正の主な内容

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）では、国内で新たに製造又は輸入される新規化学物質について事前審査を求めているところ、新規化学物質のうち全量が他の化学物質の中間物として製造、輸入される等の物質についてはこの審査を免除するとした中間物等新規化学物質確認制度がある。（化審法第3条第1項第4号）

本制度により確認を受けた新規化学物質については、毎年度、その製造及び輸入に係る実績を書面又は電子で報告することを求めている。（省令第5条）

本改正によって、省令第5条第2号で規定している電子情報処理組織による報告において、電子署名及び電子証明書の送信を不要とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和2年2月中

施行期日：令和2年4月1日

以上